

社会福祉法人三つ和会 役員及び評議員等 報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三つ和会(以下「当法人」という。)定款第八条及び第二十一条の規程、社会福祉法人三つ和会評議員選任・解任委員会運営細則の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(役員(理事及び監事)の報酬)

第2条 当法人の役員(理事及び監事)の報酬については、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、別表1に定める額を支給する。

尚、役員(理事及び監事)の職業(公務員等)によっては、兼業の禁止規定等の理由により、報酬を支給することがふさわしくない場合は、適用除外とする。

2. 役員(理事)にある者で、法人が運営する施設(秦川愛児園)等から給与等の支給を受けている者は、この限りではない。

(評議員の報酬)

第3条 当法人の評議員の報酬については、定款 第8条で定める総額を超えない範囲で、別表2に定める額を支給する。

尚、評議員の職業(公務員等)によっては、兼業の禁止規定等の理由により、報酬を支給することがふさわしくない場合は、適用除外とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 当法人の評議員選任・解任委員の報酬については、別表3に定める額を支給する。

尚、評議員選任・解任委員の職業(公務員等)によっては、兼業の禁止規定等の理由により、報酬を支給することがふさわしくない場合は、適用除外とする。

(役員等の費用の弁償)

第5条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席する場合の交通費は、支給しないものとする。尚、理事長の指示又は理事会の委任を受け役員等が出張する場合の旅費に関しては、当法人の「旅費規程」に基づき支給するものとする。

(改 廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和7年6月14日 一部改正

尚、改正後の役員(理事及び監事)及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等は、令和6年度定時評議員会の終結時(令和6年6月22日)より適用する。

別表1（役員（理事及び監事）の報酬）

報酬の対象となるもの（会議等）	日 額
理事会に出席した場合	3,000円
監事監査に出席した場合	3,000円
評議員会に出席した場合	3,000円
その他、理事長が招集した会議等に出席した場合	3,000円

別表2（評議員の報酬）

報酬の対象となるもの（会議等）	日 額
評議員会に出席した場合	3,000円
その他、理事長が招集した会議等に出席した場合	3,000円

別表3（評議員選任・解任委員の報酬）

報酬の対象となるもの（会議等）	日 額
評議員選任・解任委員会に出席した場合	3,000円
その他、理事長が招集した会議等に出席した場合	3,000円